

○倉敷市市民後見人養成事業実施要綱

令和2年12月28日

告示第793号

倉敷市市民後見人養成研修受講費補助金交付要綱（平成29年倉敷市告示第705号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 基礎研修の受講に係る補助金の交付（第5条—第13条）

第3章 応用研修（第14条—第19条）

第4章 雑則（第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用の促進を図るため、認知症である高齢者等の後見等を行う市民後見人の養成及び成年後見制度の啓発を行う倉敷市市民後見人養成事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 市民後見人 後見等を受ける者の親族以外の者（弁護士、司法書士その他の専門的資格を有する者を除く。）であつて、後見人等に選任されたものをいう。
- （2） 後見人等 民法（明治29年法律第89号）に規定する成年後見人、保佐人又は補助人をいう。
- （3） 後見等 後見人等として行う後見、保佐又は補助をいう。
- （4） 認知症である高齢者等 認知症である高齢者、知的障害者又は精神障害者であつて、成年後見制度を利用する必要があるものをいう。

（事業の委託）

第3条 市長は、事業の一部を適当と認める法人等に委託して実施することができる。

（事業内容）

第4条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 市民後見人の候補者の養成を目的とする研修（以下「養成研修」という。）であって、岡山県が実施するもの又は市長が適当と認めるもの（以下これらを「基礎研修」という。）の受講に係る補助金の交付に関すること。
- (2) 養成研修であって、応用的な内容に関するもの（以下「応用研修」という。）の実施に関すること。
- (3) 成年後見制度の推進に係る啓発及び研修等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業の推進に関し、市長が必要と認めること。

第2章 基礎研修の受講に係る補助金の交付

(通則)

第5条 基礎研修を受講する者に対し、受講に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第6条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 基礎研修の受講を開始する年度の4月1日において、20歳以上75歳未満であること。
- (2) 本市に住所を有し、現に居住していること。
- (3) 基礎研修の全ての課程を受講できる見込みがあること。
- (4) 市民後見人として本市内で活動する意思があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、補助金を交付しない。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (3) 過去に基礎研修の受講に係る経費について、本市から補助金の交付を受けたことがある者
- (4) 基礎研修の受講に対して、本市又は他の団体から別に費用の助成等を受ける者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、基礎研修の受講料（教材費を含む。）の額と当該研修に係る交通費相当額（660円を限度とする。）に受講日数を乗じて得た額との合計額とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、基礎研修の受講開始前に、所定の交付申請書に基礎研修の受講の決定を証する書面の写しその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の適否を決定し、所定の交付決定通知書により通知するものとする。

(受講報告)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、基礎研修の受講修了後、速やかに所定の受講報告書に当該研修の受講料の領収書の写しその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の受講報告書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、所定の通知書により通知するものとする。

(補助金の支払)

第12条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定後、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

第3章 応用研修

(通則)

第14条 市長は、市民後見人の候補者の養成を行うため、応用研修を実施するものとする。

(受講対象者)

第15条 応用研修を受講することができる者は、基礎研修の受講を修了した者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 応用研修の受講を開始する年度の4月1日において、20歳以上75歳未満であること。
- (2) 本市に住所を有し、現に居住していること。
- (3) 応用研修の全ての課程を受講できる見込みがあること。
- (4) 市民後見人として本市内で活動する意思があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、応用研修を受講することができない。

- (1) 市税を滞納している者
 - (2) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が不相当と認める者
- (受講申請)

第16条 応用研修を受講しようとする者は、所定の受講申請書に、市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(受講決定)

第17条 市長は、前条の応用研修の受講申請書の提出があった場合は、これを審査し、受講の適否を決定し、所定の受講決定通知書により通知するものとする。

(受講料)

第18条 応用研修の受講料（教材費を含む。）は、無料とする。

(修了証の交付)

第19条 市長は、応用研修の受講者が当該研修の全ての課程を修了したときは、当該受講者に修了証を交付するものとする。

第4章 雑則

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、告示の日から施行し、令和2年11月25日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前に倉敷市市民後見人養成研修受講費補助金交付要綱第7条の規定による交付決定を受けた者に係る受講報告その他の取扱いについては、なお従前の例による。